

## 都市計画法に基づく開発許可の基準及び横浜市開発事業の調整等に関する条例の基準等の 一部改定に関する意見公募要領

現在、「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編に掲載している「公共の用に供する空地に関する基準」及び立地基準編に掲載している「法第34条に関する立地の許可の基準」並びに「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に掲載している「所管窓口及び添付図書一覧」及び「開発事業関係書類の閲覧・縦覧について」等について、近年の申請状況等を踏まえ、審査基準の一層の明確化を目的に、次の通り一部改定を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 御意見公募期間

令和6年1月10日(水)から令和6年2月9日(金)まで  
(必着。郵送の場合は当日消印有効)

### 2 御意見提出方法

「意見提出書」に御意見を記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。  
なお、電話での御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子メールの場合  
電子メールアドレス：kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp  
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて  
※ 件名の文頭に【意見公募】と表記してください。
- (2) 郵送の場合  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階  
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて
- (3) FAXの場合  
FAX番号：045-681-2435  
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて

### 3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって、適切に取り扱います。

### 4 御不明な点についての問合せ先

横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当 電話番号：045-671-2945

※ 電話での御意見の受付及び御意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。